

静岡労働局発表
令和7年1月9日

静岡労働局労働基準部監督課
監督課長 片岡 裕也
特別司法監督官 畑 靖人
(電話) 054-254-6352

令和5年度における送検状況について

～24件の労働基準法・労働安全衛生法等違反被疑事件を送検～

静岡労働局（局長 ^{さき} 笹 ^{まさみつ} 正光）は、令和5年度に県内の7労働基準監督署が労働基準法、労働安全衛生法等の違反被疑事件として検察庁へ送検した状況を取りまとめた。

- 送検件数 24件
- 法令別内訳 労働基準法又は最低賃金法違反 9件
労働安全衛生法違反 15件

- ・労働基準法又は最低賃金法（以下「労働基準法等」という。）違反により送検した9件のうち、「賃金不払」に関するものが8件を占めた。
- ・労働安全衛生法違反により送検した15件の事件のうち、法違反を原因として死亡災害等重大な労働災害を引き起こしたものが11件で最も多かった。
- ・司法警察権限による強制捜査（搜索差押）は、2件実施した。

労働基準監督機関では、労働基準法、労働安全衛生法等の法令に基づき、事業場に対する賃金の支払い等一般労働条件の履行確保や労働災害・健康障害防止等のための行政指導を行っているが、重大・悪質な法令違反に対しては司法警察権限を行使して捜査を行い、労働基準関係法令違反被疑事件として検察庁へ送検している。

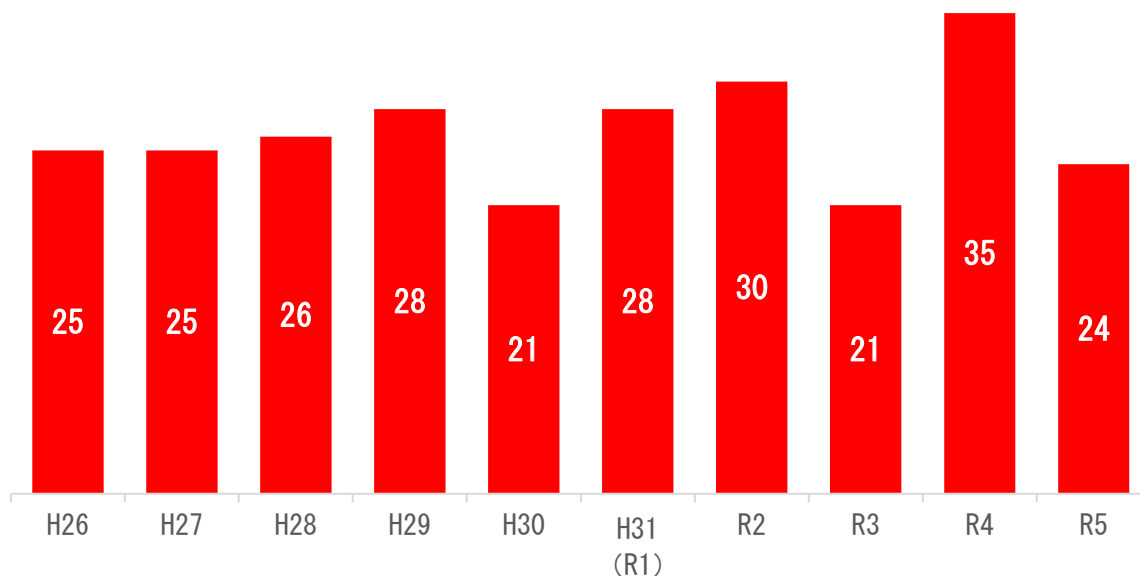
[参考] 労働基準法（昭和22年法律第49号）（抄）

第102条 労働条働基準監督官は、この法律違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察官の職務を行う。

（※ 最低賃金法、労働安全衛生法等にも同旨の規定あり）

1 年度別送検件数の推移

令和5年度の法令別の送検件数は、労働基準法又は最低賃金法（以下「労働基準法等」という。）違反被疑事件が9件、労働安全衛生法違反被疑事件が15件であった。



2 業種別法令別違反件数（令和5年度）

- ・建設業の送検件数の割合が、全業種の過半数を占めている。
- ・「賃金不払」の割合が、全体の3分の1を占めている。

	業 種						計
	製造	建設	運輸 交通	商業	接客 娯楽	その 他	
労働基準法・最低賃金法関係	0	5	0	0	2	2	9
賃金不払 （労働基準法第24条、最低賃金法第4条）		5			2	1	8
その他						1	1
労働安全衛生法関係	4	8	0	1	0	2	15
安全基準違反 （労働安全衛生法第20条・21条）	3	2				1	6
特定元方・注文者の違反 （労働安全衛生法第30条・31条）		1					1
就業制限違反 （労働安全衛生法第66条）		2				1	3
労災かくし （労働安全衛生法第100条）		2					2
その他	1	1		1			3
合 計	4	13	0	1	2	4	24

(1) 業種別推移

業種では、令和4年度以降、全業種の送検件数に占める建設業の割合が増加している。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
製造業	8	11	4
建設業	5	16	13
運輸交通業	0	4	0
商業	4	1	1
接客娯楽業	0	0	2
その他	4	3	4
総件数	21	35	24

(2) 法令別推移

法令関係では、「賃金不払」が8件と最も多く、令和5年度では、全体の3分の1を占めている。

次いで、機械等の安全装置の不備や不安全な作業等による「安全基準違反」が6件、移動式クレーン運転や玉掛作業の「就業制限違反」が3件となっている。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
労働基準法・最低賃金法	賃金不払 (労働基準法第24条・最低賃金法第4条)	4	5	8
	違法な時間外労働・休日労働 (労働基準法第32条・35条・40条)	0	0	0
	賃金不払残業 (労働基準法第37条)	0	0	0
	その他	1	3	1
	計	5	8	9
労働安全衛生法	作業主任者の未選任等 (労働安全衛生法第14条)	0	0	0
	安全基準違反 (労働安全衛生法第20条・21条)	11	17	6
	特定元方・注文者の違反 (労働安全衛生法第30条・31条)	1	2	1
	就業制限違反 (労働安全衛生法第61条)	0	2	3
	労災かくし (労働安全衛生法第100条)	1	5	2
	その他	3	1	3
	計	16	27	15

(3) 捜査の端緒

捜査に着手した端緒は、告訴・告発以外が22件、告訴・告発が2件であった。

労働基準法等違反被疑事件では、9件中、労働者のからの申告に基づき行政指導を行ったが、行政指導に従わず法違反を是正しなかったものが7件、他機関からの情報提供によるものが1件で、告訴・告発によるものが1件であった。

一方、労働安全衛生法違反被疑事件では、15件中、法違反を原因とする死亡等の重大な労働災害を端緒とするものが11件、その他労災隠しの情報があつたものが2件、監督署に対する虚偽報告が1件で、告訴・告発によるものが1件であった。

	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	労働基準法・最低賃金法	労働安全衛生法	合計	労働基準法・最低賃金法	安全衛生法	合計	労働基準法・最低賃金法	労働安全衛生法	合計
告訴・告発以外	3	14	17	7	27	34	8	14	22
うち死亡等の重大な労働災害	11	11	0	19	19	11	0	11	11
告訴・告発	2	2	4	1	0	1	1	1	2
総件数	5	16	21	8	27	35	9	15	24

令和5年度の送検事例

【事例1】労働基準法・最低賃金法（賃金不払）

賃金不払を起こした事業場が事実上倒産してしまった事例

令和3年3月1日から同年3月31日まで及び令和3年7月1日から同年7月31日までの労働者の賃金について、静岡県最低賃金額で計算した賃金を所定賃金支払日である翌月15日に支払わず、かつ、所定の賃金額を全額支払わなかったもの。

本件被疑会社は、事業を停止したため、未払いのままとなった賃金の一部は、「賃金の支払の確保等に関する法律」に基づく未払賃金立替払事業により、救済された。

【事例2】労働安全衛生法（安全基準違反）

ベルトコンベヤーの掃除の際に、ベルトコンベヤーに巻き込まれた災害事例

工場内で、労働者がベルトコンベヤーに巻き込まれる危険があったにもかかわらず、ベルトコンベヤーの運転を停止しないまま労働者にベルトコンベヤーの掃除を行かせた結果、労働者の右腕がベルトコンベヤーに巻き込まれ、右前腕部を切断する災害が発生したものの。

【事例3】労働安全衛生法（衛生基準違反）

1年以内ごとに1回、定期健康診断を実施しなかった事例

常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期健康診断を実施しなかったものの。

【事例4】労働安全衛生法（労災かくし）

労働者死傷病報告の提出を遅延した事例

設備の据え付け工事を行う事業場の労働者が、据え付け作業中にはしごから墜落し、休業4日以上労働災害に遭ったにもかかわらず、労働者死傷病報告書を遅滞なく所轄労働基準監督署に報告しなかったもの。